第50回消防救助技術東海地区指導会における企業等協賛要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、第50回消防救助技術東海地区指導会（以下「東海地区指導会」という。）を実施するにあたり、その趣旨に賛同する企業その他の団体及び個人（以下「企業等」という。）が、東海地区指導会に協賛する際に必要な事項について定める。

（定義）

第2条　この要綱において、協賛とは企業等が消防救助技術東海地区指導会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う、次の各号に掲げる内容とする。

（1）特別協賛　（プラチナパートナー　※一般の募集はしておりません。）

東海地区指導会を開催するにあたり金銭・技術・人員・施設などにおいて多大な支援がなされ、事前にその内容について調整・承認されたもの

（2）一般協賛　（ゴールドパートナー・シルバーパートナー・ブロンズパートナー）

別表「協賛メニュー」に示す金額を協賛し、同表の特典を受けるもの

なお、一般協賛には募集数に上限があるものがあるため、それについては申込の先着順とする。

（募集期間）

第3条　募集期間は、令和4年3月15日から令和4年5月31日までの間とする。

（協賛対象施設等）

第4条　協賛の対象となる施設会場は次のとおりとする。

（1）メイン会　場（陸上種目会場）：イオンモール熱田店

（2）サテライト会場（水上種目会場）：名古屋市立大学山の畑キャンパス

（協賛の申込等）

第5条　協賛を行う企業等は、あらかじめ第50回消防救助技術東海地区指導会協賛申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を消防救助技術東海地区指導会実行委員長（以下「委員長」という。）あて提出する。

2　委員長は、申込書の提出があった場合、次条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかにそれを受理し、申込者に対して、第50回消防救助技術東海地区指導会協賛申込受理書（様式第2号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知する。

（協賛申込みの不受理等）

第6条　委員長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとする。

（1）政治、経済、外交、宗教等に関するもので、次に該当するもの

ア　政治、経済、外交、社会問題の主義、主張等を述べるもの

イ 特定の宗教のもの
（2） 人権を侵害するおそれのあるもの
（3） 意見広告及び求人広告
（4） 青少年の健全育成に反するもの
（5） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類似するもの
（6） 公序良俗に反するおそれがあるもの
（7） 法令の規定に違反するもの
（8） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められるもの
（9） 国、県又は市町村から、広告主が営む業務に関して行政指導を受け、その改善が図られていない広告主の広告
（10）その他、委員長が適当でないと認めたもの
2 委員長は、前条第2項により申込書を受理したものが、その後、第1項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、企業等に対し、その旨を協賛不採用通知（様式第3号）により通知するとともに原則として協賛金を返戻する。

（協賛金の納入等）
第7条 協賛金は、実行委員会が指定する期間内に口座へ振り込みをすること。
2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書に代える。
ただし、申込者の希望により、協賛金の領収書を発行することができる。
3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など何らかの事情により東海地区指導会が中止となった場合、協賛金は全額払い戻すものとする。

（協賛金の使途）
第8条 協賛金は、その全てを次の各号のいずれかに掲げる経費に充て、目的外には一切使用しないものとする。
（1） 東海地区指導会を広く周知するために要する経費
（2） 東海地区指導会の実施に要する経費
（3） その他東海地区指導会の開催に付随する経費で委員長が必要と認めるもの

（その他）
第9条 この要綱に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、委員長が別に定める。

附則
この要綱は令和4年3月15日から施行する。